令和6年4月からの ☆市内の認定こども園を利用する場合には、 新規入園 9月15日(金)~29日(金)までに、各園へ提出して ください。 ☆他市町村の幼稚園・認定こども園を利用する場合 令和5年度からの には、9月15日(金)~29日(金)までに、安中市役 継続児童【現況届】 **所子ども課へ**提出してください。 ※教育認定(1号認定) 出 締 切 令和6年5月以降入園 入園月の前月15日までに、 Н (毎月1日) 入園を希望する園に提出してください。 認定区分・時間区分を 変更を希望する月の前月15日までに、 変更する場合 在籍している園へ提出してください。

提出書類について 【1号認定】

- ○令和6年度に、新規入園する場合には、以下の書類を第一希望の園に提出してください。
- 〇令和5年度からの継続児童のうち教育認定(1号認定)を受けて、市内の園に在籍している場合には、 在籍している園に現识屋として、 書類を提出する必要があります。
- 在籍している園に現況届として、書類を提出する必要があります。 〇市外の園をご利用の場合には、安中市役所子ども課に書類を提出してください。
- ※転園を希望する場合には、令和6年度新規入園と同様の手続が必要となります。
- 各様式は、市のホームページからもダウンロードできます。
 - 市ホームページ > 子育て・教育 > 子育て > 保育園・認定こども園・幼稚園 > 令和6年度 保育園・幼稚園・認定こども園の入園児を募集します
 - ※提出いただいた書類は、お返しできませんのでご注意ください。
 - ※下記の表で、必要な書類が揃っているか確認し、提出してください。
 - ※不足書類がある場合は、認定ができない場合があります。

)幼	椎屋		認定こども園(教育部分:1	号認定) 利用の場合	様式 (入園案内のページ)	
Α	施設型給付費・地域型保育給付費等 教育・保育給付認定申請書			28~29ページ		
	A'施設利用者負担額(保育料)減免判定に係る申請欄(下記対象者のみ)			29ページ		
	下記添付書類も必要となります			•		
			①ひとり親家庭(未婚・離婚・死別)	戸籍謄本または福祉医療費受給資格者証の写し		
			UUCり税多庭(木焰・雁焰・光加)	※離婚協議中の場合には、ご相談ください	炎ください。	
			②在宅障害児(者)のいる世帯	障害者手帳等の写し		
В	個人番号(マイナンバー)申告書【新規入園のみ】			32~33ページ		
	1	\ш -		· / 1	02 00 \	
	転入者の方	個が税情	 - 【番号(マイナンバー)を利用し、情報 情報を取得します。	連携をすることで、転入前の市町村から には、該当年度の所得課税証明書の提出	02 00 1 9	
С	転入者の方	個が税が	人番号(マイナンバー)を利用し、情報 情報を取得します。 情報を取得することができなかった場合 必要となります。	連携をすることで、転入前の市町村から	48~49ページ	
С	転入者の方	個が脱れての	人番号(マイナンバー)を利用し、情報 情報を取得します。 情報を取得することができなかった場合 必要となります。	連携をすることで、転入前の市町村からには、該当年度の所得課税証明書の提出		
С	転入者の方	個が脱れての	人番号(マイナンバー)を利用し、情報 情報を取得します。 情報を取得することができなかった場合 必要となります。 ための施設等利用給付認定申請書(認定を希	連携をすることで、転入前の市町村からには、該当年度の所得課税証明書の提出 望するまたは既に認定を受けている場合のみ)		